

○姫路市監査委員条例

昭和39年4月1日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めるものを除くほか、監査委員並びに事務局の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数等)

第2条 本市の監査委員の定数4人のうち、議員のうちから選任される監査委員の数は2人とする。

2 識見を有する者のうちから選任する監査委員の1人は、常勤とする。

(代表監査委員)

第3条 代表監査委員は、監査委員の合議により定める。

2 代表監査委員は、事務局に属する職員の任免その他、監査委員に関する庶務を処理する。

(事務局の設置及び職員)

第4条 監査委員の事務を補助するため、監査事務局を置く。

2 監査事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

3 職員の定数は、姫路市職員定数条例(昭和24年姫路市条例第31号)の定めるところによる。

(監査等の執行)

第5条 監査委員は法令に定められた監査、検査又は審査を行うときは、対象となるものに、その都度期日を通知する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(公表の方法)

第6条 監査委員の行う公表に関しては、姫路市公告式条例(昭和25年姫路市条例第29号)の定めるところによる。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 姫路市監査委員条例(昭和23年姫路市条例第25号)は、廃止する。

附 則(昭和47年6月16日条例第23号)

1 この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

2 地方公営企業の管理者の給与に関する条例(昭和41年姫路市条例第45号)は、廃止する。

附 則(平成3年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。